

自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令案及び自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

令和 8 年 7 月
国土交通省物流・自動車局

国土交通省では、令和 7 年 2 月 7 日から令和 7 年 3 月 8 日までの期間、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令案及び自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示の一部を改正する告示案に係るパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集した結果、3 件のご意見を頂きました。頂いたご意見の概要及び国土交通省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたので公表します。

今回の意見募集に当たり、ご協力頂きました方々へ厚くお礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ①募集期間：令和 7 年 2 月 7 日～令和 7 年 3 月 8 日
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載
- ③意見提出方法：電子メール及び郵送

2. 提出意見数

3 件

3. ご意見の内容及びご意見に対する考え方

別紙のとおり

○自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令案及び自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示の一部を改正する告示案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方について

※とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。
 ※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

意見内容	国土交通省の考え方
媒体申請について	
1 オンライン・USBメモリー・QRコードによる申請を可能とし、利用料を別途徴収すべきである。 また、一部事業者の特権を与え、システム開発費を全申請者に負担させることは受け入れがたい。	オンラインによる申請については、既にOSS(ワンストップサービス)申請ができますので、ご活用いただけますと幸いです。USBメモリーについては、日本産業規格で規格化されておらず、動作保証やセキュリティの担保が困難です。QRコードについては、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。 なお、媒体申請については、全ての方が利用可能です。
2 記載変更、継続検査も対象とすべきである。OSSが全ての申請に対応しない中で、部分的にでもデジタル化を推進すべきである。 また、第8号様式を含む全様式を対象とすべきである。例えば備考への牽引車追加は記載事項が多く、登録官のミスによる誤記も多発している。	記録変更の手続きの一部については、対応しております。 その他の点につきましては、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。
3 電子媒体による申請を積極的に周知すべきである。	引き続き、機会を捉えて周知してまいります。